

# 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第4期中期目標（素案）

## 前 文

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的かつ急性期病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センターを併設し、本県医療の未来を担う看護人材の育成に貢献するとともに、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療提供体制の確保に取り組んできたところである。

一方で、急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造の多様化・複雑化が進む中、地域における病床機能の分化及び連携並びに在宅医療の更なる推進により、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である。

加えて、近い将来その発生が危惧される「南海トラフ巨大地震」をはじめとする大規模自然災害への対応や地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる救急医療、周産期医療及び小児医療への対応が求められている。

更に、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組の推進や医師の働き方改革への対応が求められる中、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けては、地域の医療機関等との機能分化と連携強化を進めていくことが重要である。

こうしたことから、地方独立行政法人徳島県鳴門病院においては、「第8次徳島県保健医療計画」をはじめとする本県の医療行政施策はもとより、総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、引き続き、本県の政策医療を担う重要な役割を果たす公的病院として、第3期中期目標期間と同様に医療水準の向上に向けた投資を積極的に行い、その機能を強化して、地域住民の医療ニーズに応じた安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、業務運営の継続性や効率性について不断の見直しを行うなど、しなやかで強靱な病院経営を行うことで、医療サービスの向上を支える病院の経営基盤の更なる強化を図っていくべきである。

このため、第4期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ、地域の中核的病院として更なる公的役割を担い、地域住民から、さらに信頼され、期待され、愛される病院を目指していくため、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

## 第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 診療事業

#### (1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を

提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。

- イ 患者一人ひとりの状態に合わせた最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを推進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。

## **(2) 患者の視点に立った医療の提供**

- ア 選ばれる病院であり続けるため、患者のニーズを的確に把握し、病院内外における継続的な改善策を講じることにより、患者サービスの向上推進に努めること。
- イ 病院のホームページや地元広報誌の活用等により、病院の役割や医療提供内容等を積極的に情報発信するとともに、地域住民との交流を通じた、開かれた病院づくりに努めること。
- ウ 患者の個人情報について法・条例に基づき適切に取り扱い、臨床における倫理的課題に積極的に取り組むとともに、医療相談体制を充実し、患者の利便性向上に努めること。

## **(3) 救急医療の強化**

- ア 東部Ⅱ救急医療圏の自己完結率を高めるため、救急医療体制を充実させるとともに、県北部の最重要な救急医療施設としての機能を担うための取組を図ること。
- イ 地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

## **(4) がん医療の高度化**

- ア 地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、県北部のがん診療拠点の整備に向け、集学的治療の推進や高度医療機器の導入による強みを活かしたがん診療の質の向上に努めること。
- イ 地域で化学療法や緩和ケアを受けたい患者ニーズに対応するため、県北部におけるがん診療提供体制の構築に努めること。

## **(5) 産科医療や小児医療の充実**

産科及び小児科の診療体制の一層の充実を図るとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、地域における中核的な小児・周産期医療機関として求められる役割を着実に果たすこと。

## **(6) 特色ある医療の更なる推進**

県内唯一の医療分野である「手の外科センター」をはじめ、「脊椎脊髄センター」や「糖尿病・内分泌センター」などの専門的な人材能力を活かした医療の充実を図るとともに、積極的な情報発信を行うことで、病院の特色ある医療の更なる提供拡大に努めること。

## **(7) 地域住民の健康維持への貢献**

健康管理センターでの生活習慣病予防健診の拡大に取り組むとともに、地域住民

の健康意識・行動を高める啓発活動や健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。

## 2 役割・機能の最適化と連携の強化

### (1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

ア 地域における基幹的な公的病院として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていることを踏まえ、地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能について、明確化を図ること。

イ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた病院の果たす役割・機能の明確化を図るとともに、地域包括支援センターや在宅医療機関をはじめとする関係機関との連携の下、急性期から慢性期までの入院・外来・在宅において、多様化・変化する医療ニーズに寄り添った適切な医療の提供に努めること。

### (2) 機能分化・連携強化

ア 地域医療支援病院として、高度医療機器を積極的に活用した専門性の高い医療を提供するとともに、地域医療連携室を中心に地域の医療機関及び介護機関との更なる連携強化を図り、「紹介率・逆紹介率」の向上や地域連携クリティカルパスの整備・普及に努めること。

イ 地域の医療機関等との連携強化が図られているかを検証する観点から、医療機能や医療の質、連携強化等に係る適切な目標を設定すること。

## 3 新興感染症等への対策

### (1) 感染拡大時等に備えた平時からの取組の推進

新型コロナウイルス感染症対応において、感染拡大時の対応における公立病院等の果たす役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、平時から新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えるための取組を推進すること。

### (2) 感染拡大時の感染症対応及び一般医療を維持するための体制の確保

新興感染症の感染拡大時の対応においては、中核的な役割を果たすとともに、地域の医療機関等と連携の上、地域住民に対して安全かつ適切な一般医療の提供が継続できる体制の確保を図ること。

## 4 災害時における医療救護

### (1) 災害拠点病院としての機能強化

地域の医療機関や他の災害拠点病院、行政、医師会等の関係団体との連携を強化するとともに、災害対応能力の抜本的な強化に向け、ヘリポート整備をはじめ、新たな津波浸水被害想定を踏まえた津波防潮壁の整備検討を進め、吉野川北岸地域における唯一の災害拠点病院としての機能の向上に努めること。

### (2) 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMAT）の体制強化・技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の一層の強化に努めること。

## 5 医師・看護師等の確保と働き方改革

### (1) 医師・看護師等の医療従事者の確保・養成

- ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、豊かな人間性と知性の高揚に努め、県民福祉の向上に貢献できる医療人の確保・養成に取り組むこと。
- イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの充実など、臨床研修医、専攻医等の確保に繋げる若手医師のスキルアップを図るための環境整備に取り組むこと。
- ウ 看護師、薬剤師やその他の医療従事者の一層の確保に努めるとともに、各職種においては、入職後の定着化に向けた支援と職務に専念できる体制づくりを図ること。
- エ 質の高い医療従事者を養成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや認定看護師などの職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを推進すること。

### (2) 医師の働き方改革への対応

持続可能な地域医療提供体制の確保のため、医師の働き方改革を踏まえた、時間外労働規制や健康確保の取組を着実に推進すること。

### (3) 看護専門学校の充実強化

- ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。
- イ 県内の高等学校等との連携強化により、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、学生が安心して学べるよう、施設等の適正な維持管理に努めること。

## **第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

### 1 業務運営体制

#### (1) 効果的な業務運営の推進

理事長及び病院長は、経営効率の高い業務執行体制を確立するとともに、職員の適切な労働管理を行うための制度の構築に努めること。

#### (2) 他職種間での連携・協力体制の構築

業務の適正化・スリム化を図るため、各職種の業務内容の可視化、業務の見直しやD Xの推進を図り、職員間の連携強化に努めるとともに、管理者側が積極的に職員と連携できる体制を構築すること。

#### (3) 適正な人事評価の実施

職員の資質、能力及び勤労意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適正な評価に基づく給与制度の運用に努めること。

#### (4) 県内の公立・公的医療機関との連携

- ア 県民が等しく質の高い医療を受けることができ、安心して暮らせる徳島の実現を図るため、「徳島医療コンソーシアム」を構成する公立・公的医療機関との連携を強化し、遠隔医療の展開や医療従事者の確保等に向けた検討を行うこと。
- イ 医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携による、より効果的な医療提供体制を構築すること。

## 2 職員の就労環境の向上

### (1) 良好な職場環境づくり

- ア あいさつ運動などの取組を通して、職員間のコミュニケーションを図り、快適で風通しのよい職場環境づくりに努めること。
- イ 職員の福利厚生充実、働き方支援やタスクシフティングなどワークライフバランスの実現に向けた取組を推進し、職員が働きやすい職場環境の整備に努めること。

### (2) 職員の処遇改善

優秀な人材の流出を防止するため、職員が高いモチベーションを持ち安心して働き続けることができる就労環境の構築に向け、職員の処遇改善について、抜本的な改革を推進すること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を徹底し、経常収支比率100%以上を維持すること。

### 2 医業収支比率及び修正医業収支比率

同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。なお、修正医業収支比率については、地方独立行政法人法の規定に基づく設立団体からの運営費負担等の所要額の交付が行われれば、経常黒字が達成できる数値目標を定め、達成に向けた取組を推進すること。

### 3 その他の経営指標

収支改善、収入確保、経費削減及び経営の安定性など、病院の経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定め、達成すること。

### 4 目標達成に向けた取組等

#### (1) 収入の確保

- ア 病院全体での収入目標を定め、病床利用率等の収入確保につながる数値目標を適切に設定するとともに、効率的に高度専門医療を提供し、診療単価の向上に努めること。
- イ 診療報酬の請求漏れの防止や未収金対策の徹底を図るとともに、病院が持つ医療資源を最大限活用し、新たな収入の確保に努めること。

## (2) 費用の抑制

- ア 医薬品や診療材料等の購入に係る県立病院との共同交渉の促進や、「院内物流管理システム（SPD）」による在庫管理の適正化及び管理業務の負担軽減の推進を図り、費用の抑制に努めること。
- イ 契約方法の定期的な見直しを行うとともに、国の方針を踏まえた医療費適正化の観点から、後発医薬品の利用促進に努め、費用の節減を図ること。

## (3) 収益改善策等の具体的な実施時期

収入の確保及び費用の抑制のほか、数値目標を達成するために実施する各取組に関して、具体的な実施時期を明確化すること。

## 5 各年度における収支計画等

中期目標の期間の全体を通じた収支計画に加え、各年度における収支計画及び目標数値の見通しに関しても、設定すること。また、目標や計画については、全職員に共有し、経営意識の醸成を図ること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設・設備の最適化

#### (1) 施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要はもとより、病院の果たすべき役割・機能・患者サービス向上の観点から必要性や適正な規模等を総合的に勘案し、計画的に整備することにより、財政負担の軽減や平準化に努めること。

#### (2) 資金貸付金の適切な活用

地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金を活用した施設・設備の整備については、病院の経営状況や借入金の償還計画等を踏まえ、病院の運営に支障が生じることがないように、整備内容や整備スケジュール等の十分な検討を行うこと。

### 2 人員配置の弾力化

来院範囲の広域化や手術件数の増加に迅速に対応できるよう、診療科の再編や職員の配置を弾力的に行うこと。

### 3 デジタル化への対応

#### (1) 情報システム等を活用した取組の推進

医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と病院経営の効率化の推進を図る上で重要なマイナンバーカードによるオンライン資格確認や遠隔医療・オンライン診療などの各種情報システム等を活用した取組を推進すること。

#### (2) 情報セキュリティ対策の徹底

デジタル化の推進に当たっては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底すること。